

## 直結増圧式給水方式事前協議の必要書類

- 1) 給水装置工事設計協議依頼書（※開発審査課へ中高層建築物申請している場合）
- 2) 中高層建築物給水装置工事設計協議書（※開発審査課へ中高層建築物申請している場合）
- 3) 直結増圧式給水方式事前協議申請書
- 4) 直結増圧式給水方式条件承諾書
- 5) 案内図（マーキング要）
- 6) 公図（申請地の形状を明確に記入）
- 7) 申請地の登記事項証明書又は登記情報サービスで取得できるもの
- 8) マッピング図（マーキング要、給水管取出位置記入）
- 9) 給水管引き込み図（増圧ポンプ記入）

※各配管を着色 直結(赤)、増圧ポンプ以下(緑)、消防系統(オレンジ) ※管種・口径記入

- 10) 系統図（要着色、吸排気弁・水撃防止器・系統バルブ記入）

※各配管を着色 直結(赤)、増圧ポンプ以下(緑)、消防系統(オレンジ) ※管種・口径記入

- 11) 各階平面図、室内配管図

※各配管を着色 直結(赤)、増圧ポンプ以下(緑)、消防系統(オレンジ)

- 12) パイプシャフト詳細図（各戸検針及び各戸徴収を行う場合）

※各戸メーター周り詳細図、有効開口寸法等記入

**各戸メーターの収納ボックス寸法については、必ず川口市給水装置工事設計施行基準（第41条）に記載されている寸法を遵守すること。**

メーターユニット承認図

- 13) 水理計算書（メーター口径決定用）
- 14) 直結増圧方式水理計算検討書
- 15) 給水ポンプユニット外形寸法図・性能表
- 16) ポンプ特性曲線
- 17) 吸排気弁選定根拠書類
- 18) 水撃防止器選定根拠書類
- 19) 中高層建築物事前協議届出書（様式1号）のコピー（※開発審査課へ中高層建築物申請している場合）

※上記の6)、7)の有効期限は、発行月の翌月1日から3カ月以内です。

※1)、2)、19)は開発審査課に中高層建築物として提出した場合のみ添付して下さい。

必要書類は2部提出のこと。（図面はA3サイズ）

川口市上下水道局 上水道維持課 審査係

TEL 048-258-4132

### ●貯水槽の設置検討について

災害や事故等により断水が生じた際、常に給水が必要な施設は、直結増圧式給水方式を選択する前に貯水槽設置の検討を行って下さい。

貯水槽は、断水時でも電気が使えればポンプを介してタンク内の水を使うことができます。

例) 病院、24時間営業の飲食店、美容室、乳幼児(0～2歳)を抱える保育園、クリーニング店  
コインランドリー、居酒屋、食品冷凍機・電子計算機の冷却水に供給する場合など。

※有毒薬品を使用する工場等事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する場合は、貯水槽を採用する必要があります。